

建物等新築届について

山口市内の住居表示実施区域（下記に記載の区域）において、住宅、事業所等を**新築（建替えを含む）**された場合、建物等新築届（住居番号を付けるための届出）の提出が必要です。

この届出が提出されないと、住所が設定できないため、転入・転居の届出ができません。

提出窓口は、**山口総合支所生活安全課・小郡総合支所地域振興課**で、それぞれの管轄区域の届出を受け付けています（下記表参照）。

提出書類

- ・建物等新築届（窓口にあります。山口市ウェブサイトにも掲載しています）
- ・位置図
- ・建物配置図
- ・建物平面図（アパート・マンション等集合住宅は、部屋割がわかるものが必要）
- ・公図
- ・建築確認済証の写し

住所の決定について

申請受付後、住居番号設定通知書を発行します。

現地調査が必要なものについては、2～3日後となります。

（お問い合わせ）

山口市 生活安全課 生活安全担当
電話：083-934-2986

住居表示実施区域

《山口総合支所 生活安全課 管轄区域》

令和8年2月14日現在

区分	住居表示実施区域の町名	区分	住居表示実施区域の町名
あ	葵一～二丁目・赤妻町・朝倉町 旭通り一～二丁目・青葉台	そ	惣太夫町
		た	宝町・滝町
い	石観音町・泉町・糸米一～二丁目・今井町 維新公園一～六丁目	ち	中央一～五丁目
		て	天花一～三丁目
え	駅通り一～二丁目・円政寺町・江良一～三丁目	と	道場門前一～二丁目・道祖町・堂の前町・富田原町
お	大市町・大手町・荻町・折本一～二丁目 大内千坊一～六丁目・大内中央一～二丁目 大内問田一～五丁目・大内姫山台・大内小京都 大内氷上一～七丁目 大内御堀一～六丁目 大内矢田北一～六丁目・大内矢田南一～八丁目	な	中市町・中河原町・中園町・七尾台
		に	錦町
		ひ	東山一～二丁目・平野一～三丁目
		ふ	古熊一～三丁目
		ほ	穂積町・本町一～二丁目
		ま	前町・松美町
		み	水の上町・緑町・宮島町・緑ヶ丘
か	春日町・金古曾町・上天花町・亀山町・神田町	も	元町
き	木町	や	矢原町
く	楠木町・熊野町	ゆ	湯田温泉一～六丁目
こ	香山町・黄金町・米屋町	よ	吉敷赤田一～五丁目・吉敷佐畑一～六丁目 吉敷上東一～三丁目・吉敷中東一～四丁目 吉敷下東一～四丁目
さ	幸町・桜畠一～六丁目・三の宮一～二丁目・三和町		
し	芝崎町・下市町・白石一～三丁目		
す	周布町		
せ	泉都町	わ	若宮町・鱈石町

《小郡総合支所 地域振興課 管轄区域》※「小郡」の後の五十音順

区分	住居表示実施区域の町名	区分	住居表示実施区域の町名
い	小郡維新町	な	小郡長谷一丁目
え	小郡円座西町・小郡円座東町	は	小郡花園町
お	小郡大江町・小郡尾崎町	ひ	小郡平砂町・小郡光が丘・小郡東津一～二丁目
か	小郡金堀町・小郡かぜの丘	ふ	小郡船倉町
き	小郡給領町	へ	小郡平成町
く	小郡蔵敷	ほ	小郡本町一～二丁目
こ	小郡黄金町	ま	小郡前田町
さ	小郡栄町・小郡三軒屋町	み	小郡御幸町・小郡緑町・小郡みらい町一～二丁目
し	小郡新町一～七丁目・小郡昭和町	め	小郡明治一～二丁目
た	小郡高砂町・小郡大正町	や	小郡山手上町・小郡柳井田一～四丁目
ち	小郡中央通	れ	小郡令和一～三丁目
つ	小郡津市	わ	小郡若草町